

- ・さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。また、特に教師の専門性向上を図るため、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等について、保護者の付添いがないでも安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含め、取組を推進する。また、病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICTを活用した遠隔教育推進にも取り組む。
- ・障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進する。

○不登校児童生徒への支援の推進

- ・平成 25 年度以降、小・中学校における不登校児童生徒数は一貫して増加しており、令和 3 年度で約 24.5 万人となっている。その中でも特に、学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち 90 日以上欠席している者が約 4.6 万人おり、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育」の観点から、学校における学びの在り方の基本的な考え方を整理し、多様な学びを実現するとともに、これらの児童生徒が必要な支援につなげられるような環境整備を進める。そのため、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での 1 校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、全国で 300 校の設置を目指す。加えて、オンラインの活用も含めたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進、ICT 等を活用した学習支援等を含めた教育支援センター等を中核とした不登校児童生徒に対する支援体制の整備等を推進するとともに、困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、1 人 1 台端末を活用し、児童生徒の健康状態や気持ちの変化を確認するスクリーニング体制を整備し、組織的・客観的な状況把握等を通じて関係機関と連携しつつ、社会的自立のための支援を充実させる。

さらに、文部科学省においてこども家庭庁による居場所づくりの取組との連携を図り、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進する。

- ・これらの取組を通じて、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒を確実に支援につなげられるようにアウトリーチを強化する。
- ・社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う高等専修学校は、発達障害や不登校等の特別の配慮が必要な生徒が一定割合在籍し、「学びのセーフティネット」として機能を果たしていること等を踏まえ、その運営にかかる支援について都道府県と

連携しつつ推進していく。

- ・また、不登校児童生徒本人等の声も踏まえつつ、近年の長期欠席者数や不登校児童生徒数の増加に係る要因分析を行い、今後の調査設計の改善も含め、要因分析の結果を踏まえた取組を推進する。
- ・高等学校段階においても、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるようにするための方策を検討し、その検討結果も踏まえながら、所要の措置を講じる。

○ヤングケアラーの支援

- ・教育委員会等にヤングケアラーの概念について周知し、早期発見に向けた取組を推進する。学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるためスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制を充実させる。

○子供の貧困対策

- ・全ての子供たちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減を図る。あわせて、教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカー等の配置促進、学習指導員等による支援、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実、子供たちの学習支援や体験活動等の取組を行う地域学校協働活動を推進する。

○高校中退者等に対する支援

- ・中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐため、生徒指導、キャリア教育・進路指導、教育相談が連携し、小・中学校段階も含め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図るとともに、高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに、学校や教育委員会と地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域社会等との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

- ・在留邦人の子供の教育の機会確保に重要な役割を担う在外教育施設において、国内同等の学びを保障し、在外ならではの教育が推進されるよう、着実な教師派遣と教育環境の改善を支援する。派遣教師について、外国人児童生徒等教育や国際理解教育の担い手として活躍できるよう、日本語指導や異文化理解への専門性を高める。
- ・外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を發揮できるよう、多

様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。このため、日本語指導を行うための教員配置や日本語指導補助者・母語支援員の派遣、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等 ICT を活用した日本語指導・支援の実施、実践的な教員研修の実施、新たに制度化される高等学校を含む日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進、学校全体での組織的な国際理解教育の推進などとともに、不就学の可能性がある外国人の子供の就学促進に向けた取組を推進する。その際、各地方公共団体における NPO 等を含む多様な主体との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進する。

○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援

- ・特異な才能のある児童生徒について、学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばす。そのため、特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等に総合的に取り組む。

○大学等における学生支援

- ・障害のある学生の在籍者数が増加している高等教育段階の状況を踏まえ、入試や単位認定等の試験及び授業等における個別のニーズに応じた合理的配慮を含めた必要な配慮が適切に実施されるよう、各大学等における障害のある学生への支援体制の充実を図るとともに、大学間の連携や大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）との連携等を通じて、各大学等における障害のある学生の修学・就職支援を促進する。

○夜間中学の設置・充実

- ・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上

- ・中途退学や不登校の経験者、特別な支援を必要とする生徒など課題を抱える生徒等

の学びのセーフティネットとしての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくための支援や、通信制課程の質の確保・向上に関する取組を着実に実施するとともに、全日制課程も含めた各課程の在り方から検討し、その検討の結果も踏まえながら、更なる質の確保・向上・多様性への対応を図るための施策に取り組む。

○高等専修学校における教育の推進

- ・高等専修学校は、高等学校とは異なる柔軟性の高い制度特性を生かして、後期中等教育において、様々な背景を持つ生徒に対する多様な学びの場を提供している重要な教育機関であることを踏まえ、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られること等の情報発信等を行い、多様な生徒を受け入れる役割をより一層果たせるよう社会的な認知度の向上を図る。

○日本語教育の充実

- ・日本国内に在留する外国人等に対し、生活のために必要な日本語等を習得できるオンラインの活用も含めた環境の整備を目的とした、地域における日本語教育の総合的な体制づくりの支援等を行う。また、日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度の創設等を目指すとともに、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教育の内容・方法などの標準化を図る。

○教育相談体制の整備

- ・様々な課題を抱える児童生徒に対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実の観点から、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進やオンラインカウンセリングの促進を図るとともに、支援を要する児童生徒の早期発見・支援のための ICT の活用やスクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対するプッシュ型支援等に資する体制整備を推進する。また、SNS 等を活用した相談体制の整備を推進する。

○障害者の生涯学習の推進

- ・誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障害者の生涯学習の充実に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る。その際、これらの取組の企画や運営に当事者の参画を得るなど、当事者中心の生涯学習の視点と

なるよう配慮する。さらに、障害に関する基礎的理解に加え、地域資源を調整・活用する能力を備えた障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保のため、地方公共団体の社会教育関係職員や特別支援学校教職員、福祉関係職員等に対する研修等の充実や、障害者本人が生涯学習の担い手となっていくことを支える仕組みの構築等を図る。

- ・放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など従来の学習支援に加えて、社会的包摂の観点から、障害者をはじめとした地域住民の生涯学習を支える取組の推進を図る。

○障害者の文化芸術活動の推進

- ・共生社会の実現に向けて、障害者による文化芸術活動の推進・普及、障害者の芸術作品の展示等の推進、支援人材の養成、関係者のネットワークづくり等により、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる環境づくりに取り組む。また、小・中学校・特別支援学校等において、実演芸術の公演や障害のある芸術家の派遣により、子供たちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。

【指標】

- ・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加
- ・小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- ・小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加
- ・学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- ・不登校特例校の設置数の増加（5年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）
- ・夜間中学の設置数の増加（5年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）
- ・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加（再掲）
- ・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加
- ・学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合の増加
- ・在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合の増加

目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

【基本施策】

○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実

- ・成長分野をはじめとして、大学等において産業界と連携した実践的なリカレント教育の充実が図られるよう、学内の体制整備を含めた教育プログラムの開発・実施へ向けた支援を行うとともに、「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の認定制度の活用を促進する。
- ・大学等における継続的なリカレント教育の実施に向け、各地の地域連携プラットフォームを活用したり、その議論を踏まえたりしながら、地方公共団体や大学コンソーシアム等において産業界や地域の人材ニーズの把握や広報・周知等を効果的・効率的に行えるよう、産学官金の連携体制（リカレント教育プラットフォーム）の構築等を支援し、成果の全国展開を図る。
- ・産業界と連携した実践的な職業教育を行う専門職大学院について、リカレント教育の充実を図るための取組を推進する。

○働きながら学べる環境整備

- ・社会人が受講しやすい工夫（週末や夜間の開講、オンライン授業等）等がなされている「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の推進・周知により、社会人が学びやすい環境整備を図る。
- ・企業等においても、例えば就業時間を柔軟化するなどの配慮を行うことにより、従業員がリカレント教育を受けやすい環境を整備することが望まれる。
- ・放送大学においてオンライン授業の充実や、社会のニーズに応じたリカレント教育プログラムを含むインターネット配信公開講座の拡充等を行う。また、放送大学がそのノウハウや技術を生かした各大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供等を行い、リカレント教育をはじめとする生涯学習の拠点としての役割を果たすことで、社会全体の生涯学習の推進を図る。

○リカレント教育のための経済支援・情報提供

- ・「職業実践力育成プログラム」、「キャリア形成促進プログラム」及び「職業実践専門課程」における教育訓練給付金との連携を進める。

- ・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取組を推進する。

○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ・男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、金融、食、地域防災・安全、海洋等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。また、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。
- ・消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。

○女性活躍に向けたリカレント教育の推進

- ・女性教育関係団体、大学及び研究者、地方公共団体等の行政機関、企業、民間団体等が連携し、例えば女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを支援するモデルの構築を図る。

○高齢者の生涯学習の推進

- ・高齢者を含め、全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組や社会教育施設における高齢者等のデジタルデバイドの解消を図る取組など、各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。

○リカレント教育の成果の適切な評価・活用

- ・大学等が産業界等と連携して行う在職者のリスキリングに資するプログラムの開発・実施を支援し、学び直しの成果を活用したキャリアアップを促進する。
- ・企業等における個人の学び直しの適切な評価や活用の促進を図るため、リカレント教育の効果に関する調査研究を実施し、その結果を周知する。
- ・学習の成果を測る検定試験について、質の向上と社会的活用の促進に向け、検定試験の自己評価や第三者評価の普及・定着を図るなど、学習成果の活用に資する取組を進める。

○学習履歴の可視化の促進

- ・デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組を進める。
- ・社会人の学びのポータルサイト「マナパス」におけるマイページ機能の拡充や周知及び厚生労働省が実施している「マイジョブ・カード」との連携を実施し、個人の大学等における学習歴の可視化を促進する。

○生涯を通じた文化芸術活動の推進

- ・年齢や障害の有無、住んでいる地域等にかかわらず、全ての国民が、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、統括団体や地方公共団体等による文化芸術活動の積極的な展開を支援するとともに、国立文化施設をはじめとする全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備を促進する。

【指標】

- ・この1年くらいの間には生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- ・この1年くらいの間に行った学習の理由として、「①家庭や日常生活に生かすため」、「②人生を豊かにするため」、「③健康の維持・増進のため」、「④教養を深めるため」、「⑤他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」、「⑥地域や社会における活動に生かすため」を挙げた者の割合の増加
- ・この1年くらいの間は学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加
- ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラッ

トフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

○家庭教育支援の充実

- ・ 子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

- ・ 子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

【指標】

- ・ コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加
- ・ 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加
- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加
- ・ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加
- ・ 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加
- ・ 保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加

目標 10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進する。

【基本施策】

○社会教育施設の機能強化

- ・ 社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、地域の教育力向上を図る。特に、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育施設への社会教育士の配置を推進する。

○社会教育人材の養成・活躍機会拡充

- ・多様な分野の施策と連携しながら、つながりづくり・地域づくりを担うことができるよう、社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や、デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデートを図るなど、社会教育人材に係る制度の整備・見直しを推進する。また、社会教育士は、社会の多様な分野において活躍が期待されていることから、首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPO や企業等における地域の課題解決に取り組む多様な人材が社会教育士の称号を取得することや、社会教育人材のネットワーク化等を促進する。
- ・社会教育主事や司書、学芸員、社会教育委員などの社会教育関係職員に関して、その役割の重要性を発信するなどし、地域における社会教育活動の充実を図る。

○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

- ・地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進や地域における家庭教育支援の充実、公民館等の社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これら社会教育の施策と、福祉、防災、農山漁村振興等の関連施策との連携を推進する。

【指標】

- ・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
 - ①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
 - ②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- ・社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加

目標 1 1 教育 DX の推進・デジタル人材の育成

教育において ICT の活用が「日常化」するよう、初等中等教育段階では、基本的方針で示したとおり、当面 DX の第 3 段階を見据えながら、第 1 段階から第 2 段階への移行を着実に進めるとともに、第 3 段階に相当する先進事例の創出、高等教育におけるデジタル人材育成、社会教育分野のデジタル活用推進等に取り組む。

【基本施策】

○ 1 人 1 台端末の活用

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させていくため、EdTech も含む、1 人 1 台端末を用いた効果的な実践例の創出・横展開、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の促進、ICT 支援員の配置の充実など、ICT の活用の日常化に向けて国策として GIGA スクール構想を強力に推進する。

- ・対面指導の重要性や、児童生徒等の発達の段階にも留意しつつ、遠隔・オンライン教育を有効に活用した取組を推進する。

○児童生徒の情報活用能力の育成

- ・学習指導要領において学習の基盤なる資質・能力として位置付けられた情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）育成のために、GIGA スクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進するとともに、EdTech をはじめとした教育産業の力も活用しつつ、優れた事例の創出を図る。その際、特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けさせることを重視するとともに、動画教材などコンテンツの充実を図り、学校だけではなく、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。

○教師の指導力向上

- ・情報活用能力育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプログラミング教育の充実に向けた研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、情報モラル教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。
- ・高等学校教科「情報」の授業の質の向上を図るため、高い専門性を有した外部人材の活用や、教員の指導力向上に向けた取組を行う。

○校務 DX の推進

- ・教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境の普及による教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等を目指し、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化（校務系・学習系ネットワークの統合やクラウドを活用した校務処理等）のモデルケースを創出し、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替えを促進する。
- ・各学校におけるマイナンバーカードの活用に関し、有効活用方策に関するガイドブックの作成・周知などを行い、希望する学校等における活用が実現されるようにする。

○教育データの標準化

- ・教育データの利活用ニーズが高まる中、教育データを相互に交換、蓄積、分析が可能となるように相互運用性や流通性を確保するために、教育データの意味や定義をそろえる標準化が進められている。更なる取組の加速とともに、地方公共団体や学校、事業者等に対して、標準化の意義についての理解促進を図る。また、データ標準に基づく教材等の実装が進むように活用を促進する。

○基盤的ツールの開発・活用

- ・全国の学校等で問題等の相互利活用や共通の知見の共有を図るため、全国的な公共的な基盤的ツールの整備を進める。現在、学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができる「文部科学省 CBT システム (MEXCBT : メクビット)」の活用が進んでおり、普段使いや全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進する。また、文部科学省が学校等に対して行う業務調査は、学校等が回答したアンケート調査結果の自動集約が可能となる「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」で基本的にも実施する。

○教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用

- ・教育データを効果的に利活用することで、学校における個別最適な学びの実現や、困難を抱える児童生徒の早期発見が可能となるのに加え、迅速で適切な政策立案や学習モデルの質的な変革等の新たな価値の創出が期待される。このため、各学校で共通で必要となるデータセットや、分析のフォーマットの策定等の方策を強力に進めていくとともに、学校等において教職員や児童生徒が教育データを利活用するための支援を行う。また、データの利活用の前提として、個人情報の適正な取扱いを確保しながら安全・安心に利活用ができるルール等を整備する。さらに、学校が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタバース・AR・VR、AI といった先端技術の利活用を促進する。

○デジタル人材育成の推進（高等教育）

- ・高等教育段階においては、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムや教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開させるためのコンソーシアム活動等への支援や、各大学等で実施する優れた教育プログラムを国が認定する制度を通じ、文理を問わず数理・データサイエンス・AI を自らの専門分野へ応用する基礎力を持った人材の育成を推進する。

○教育環境のデジタル化の促進（高等教育）

- ・高等教育段階においては、デジタルを活用した教育の先導的なモデルとなる取組を収集・展開し、遠隔教育の質向上を図るとともに、面接授業と遠隔授業を効果的に

組み合わせたハイブリッド型教育を促進する。

- ・放送大学における同時双方向 Web 授業や IBT、ハイフレックス型講義の導入など新たなデジタル技術の活用による生涯を通じた学習機会の提供の推進を図る。
- ・大学 DX の取組として、デジタル技術やマイナンバーカードの活用等により、大学の管理運營業務全般での電子化の取組を進める。

○社会教育分野のデジタル活用推進

- ・デジタル化が進展する社会において、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図るため、デジタルデバイド解消など、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進する。

【指標】

- ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査の能力値）の向上
- ・教師の ICT 活用指導力（授業に ICT を活用して指導する能力、児童生徒の ICT 活用を指導する能力）の改善
- ・児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面での ICT 機器の活用頻度の増加
- ・児童生徒同士がやりとりする場面での ICT 機器の活用頻度の増加
- ・ICT を活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加
- ・ICT 機器を活用した授業頻度の増加
- ・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける 1 学年当たりの受講対象学生数の増加

目標 1 2 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

教師の養成、採用、研修の改革や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革、ICT の活用、学校の指導・事務体制の強化、支援スタッフとの連携・分担体制の構築等を通じて、教師が教師でなければできないことに注力できる体制を整備し、教職の魅力向上、教師のウェルビーイングの向上を目指す。高等教育段階においては、学長のリーダーシップと責任の下、教育研究の質向上に向けた基盤の強化等を行う。

【基本施策】

（初等中等教育段階）

○指導体制の整備

- ・多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和3（2021）年の義務標準法改正による小学校35人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。また、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けて取り組む。
- ・質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進する。
- ・児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う。

○学校における働き方改革の更なる推進

- ・教師の時間外勤務は一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実にしつつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多いことから、教師が教師でなければできないことに注力できるよう、働き方改革の取組を更に加速させる。
- ・令和2（2020）年に策定された教師の勤務時間の上限等を定める指針³³を踏まえ、教育委員会等において、教職員の在校等時間の客観的な把握の実施を徹底するとともに、PDCAサイクルの構築などを通じた業務改善の取組を一層促進する。
- ・また、小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校DXの推進、共同学校事務室の設置・活用の促進、各教育委員会や学校における取組事例集の展開など、様々な施策を総合的に進める。
- ・学校における働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、令和4（2022）年度に実施した教員勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況を把握した結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含め、教師の処遇等の在り方を検討する。

○教師の養成・採用・研修の一体的改革

³³ 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）

- ・学校教育の成否を左右する教師について、養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。具体的には、教育公務員特例法の改正や「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申を踏まえ、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、デジタル技術を活用した研修高度化や、理論と実践の往還を重視した教職課程への転換、教員養成大学・学部・教職大学院の機能強化・高度化を図る。また、教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえつつ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推進する。特に、教師の人材確保については、教員免許状保持者の入職を促進するとともに、教員採用選考試験の改善、教師の仕事の価値ややりがいの発信等を通して、優れた人材の安定的な確保のための取組を進める。
- ・教職員一人一人の能力や業績を適切に評価し、人材育成等に活用する人事評価の実施と、評価結果の処遇等への適切な反映を促進する。あわせて、表彰者自身や他の教職員の意欲や資質能力の向上に資するよう、優秀な教職員の表彰を行う。さらに、指導が不適切な教師に対する指導改善研修の実施や指導が不適切な状態に陥らないようにするための研修等のサポート、教職員による児童生徒性暴力の防止をはじめとした不適切な服務上の問題への厳正な対応、産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策の促進等による適切な人事管理を進める。

○ICT 環境の充実

- ・令和の日本型学校教育の基盤となる 1 人 1 台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善などに取り組み、端末活用を進めるとともに、都道府県等が中心となり域内の市区町村全体の ICT 活用を支援する体制を整備し、優良事例のほか、多くの自治体で発生している問題、支援体制の工夫等の情報共有を行うとともに、ICT の効果的な活用の議論・実践を促すことにより、自治体間格差の解消を図る。あわせて、端末の更新も含め、GIGA スクール構想の将来の在り方について検討を進める。

○地方教育行政の充実

- ・教育環境の整備を着実に進めるためには、各地域における行政体制・機能の充実を図ることが必要であり、事務局職員の資質・能力の向上、行政職と教育職との連携の促進や教育行政への多様な人材の参画、活発な議論を通じた教育委員会のチェック機能の実質化等の教育委員会の機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した日常的な教育委員会と首長部局の連携等の推進を図る。

(高等教育段階)

○教育研究の質向上に向けた基盤の確立

- ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。
- ・国立大学法人運営費交付金や私学助成などを確実に措置するとともに、改革に取り組む大学への重点支援を行う。国立大学法人については、第4期中期目標期間を通じて、それぞれのミッションの実現・加速化に向けた支援を行うとともに、教育研究活動の実績・成果等の客観的な指標に基づく配分により改革インセンティブの向上を図る。私立大学等については、今後とも社会の要請と期待に応えるため、幅広いステークホルダーの意見も踏まえた中期的な計画の策定を促進するとともに、私学助成において、多様な特色の発揮と質的充実に向けた取組や、改革を進めるためのメリハリある資金配分等を進める。あわせて、多元的な財政基盤の構築を図るため、先進事例の情報発信等を通じて寄附金収入等の民間資金導入を促進する。

○高等教育機関の連携・統合

- ・各地域における大学等への進学者数の将来推計を行い、各高等教育機関が将来の経営戦略を立てる参考とするよう促すとともに、高等教育全体の規模について検討を進め、必要な施策を講じる。
- ・地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が地域の将来ビジョン等について恒常的に議論する「地域連携プラットフォーム」の構築や、複数の大学間で人的・物的リソースを効果的に活用することで教育研究の充実を図る「大学等連携推進法人制度」の活用を促進する。
- ・国公立の枠を超えた連携・統合を円滑に進めるため、教育研究により創出された知の継承を図りつつ、国立大学の一法人複数大学制や、一定の要件の下で複数の大学等での参入も可能な基幹教員制度、学部・学科単位での事業譲渡の円滑化を図る制度の着実な運用など必要な施策を講じる。

【指標】

(初等中等教育段階)

- ・教師の在校等時間の短縮
- ・教育委員会における働き方改革の取組状況・在校等時間の公表割合の増加
- ・教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合の増加
- ・特別免許状の授与件数の増加
- ・教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善
- ・教員研修の効果的な実施に係る取組状況の改善

- ・ 小学校・中学校の教員免許状の併有状況の改善
- ・ 児童生徒 1 人 1 台端末水準維持（教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数）
- ・ 指導者 1 人 1 台端末水準の向上（指導者用コンピュータ 1 台当たりの教員数）
- ・ 同時接続率を考慮して児童生徒 1 人当たり 2 Mbps 以上など、必要な通信速度を学校規模に応じて確保できている学校の割合の増加
- ・ 1 人 1 台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加
- ・ ICT 機器を活用した授業頻度の増加（再掲）
- ・ ICT 支援員の配置人数の増加

（高等教育段階）

- ・ 大学における外部資金獲得状況の改善
- ・ 事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

目標 1 3 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

家庭の経済状況や地理的条件によらず、希望すれば誰もが質の高い教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図るとともに、へき地や過疎地域等における学びの支援を行う。

【基本施策】

○教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・ 3 歳から 5 歳までの子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を引き続き実施する。
- ・ 義務教育に係る教育費について、国公立学校の授業料や国公立学校の教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。
- ・ 後期中等教育段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金による負担軽減を図る。
- ・ 給付型奨学金と授業料減免を併せて行う高等教育の修学支援新制度について、対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大するとともに、減額返還制度を見直すほか、大学院において在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな仕組みを創設するなど、高等教育における経済的支援の充実を図る。特に、高等教育の修学支援新制度については、高校の進路指導担当者や保護者等に周知を図り、制度の活用を促進する。

○へき地や過疎地域等における学びの支援

- ・スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等、小・中学校への就学支援を引き続き実施する。また、高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対し、通学費や居住費等の就学支援を引き続き実施する。
- ・デジタルを活用して全国どこでも、子供たちが充実した教育を受けられるよう、GIGA スクール構想に基づく ICT 環境の整備を行い、ICT を最大限に活用した学校間の連携等による遠隔合同学習等の取組を支援するほか、高等学校ネットワークを用いた生徒の進路希望に対応した科目開設や習熟度別指導の充実など、遠隔教育の推進に取り組む。また、地域との協働を通じた高等学校の特色化・魅力化や地域をフィールドとした教育活動の充実を促進する。
- ・高等学校段階においても、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるようにするための方策を検討し、その検討結果も踏まえながら、所要の措置を講じる。(目標 7 の再掲)
- ・学校の社会性育成機能の強化の必要性に加え、義務教育 9 年間を見通した取組の推進の観点からも、地域の実情も踏まえた義務教育学校制度の活用、小中一貫教育における教育課程特例の活用、小学校高学年における教科担任制の実施などによる小中一貫・連携教育の充実を図る。

○災害時における学びの支援

- ・災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。

【指標】

- ・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・住民税非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭及び児童養護施設の子供の大学等進学率の改善
- ・1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・大学間連携に取り組む大学数の増加(再掲)
- ・ICT 機器を使って児童生徒が学校外の施設(他の学校や社会教育施設、民間企業等)にいる人々とやりとりする取組の増加
- ・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業(教科・科目充実型)によって行われる実施科目数の増加

目標 1 4 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

NPO や企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。

【基本施策】

○NPO との連携

- ・フリースクールなどの民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完するような取組を通じて、課題を抱えている児童生徒が誰一人取り残されないよう多様な支援を実施する。

○企業等との連携

- ・地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を推進する。その際、体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトの構築や体験活動の地域における推進体制の構築に取り組む。
- ・学校が地元企業等と連携した起業体験、職場体験活動、就業体験活動（インターンシップ）の普及促進を図る。
- ・リカレント教育の体制構築や教育プログラム開発等において、企業や地方公共団体等との連携促進を図る。

○スポーツ・文化芸術団体との連携

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、地域の実情に応じながら部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

○医療・保健機関との連携

- ・関係府省が連携し、教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を促す。

○福祉機関との連携

- ・児童生徒を取り巻く福祉的な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、地方公共団体のニーズに応じた配置充実を行う。福祉部門と教育委員会・学校等との連携を行いながら様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する切れ目ない包括的支援の充実を推進する。

○警察・司法との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早期に警察に通報・相談し、警察と緊密に連携した対応の徹底を図る。
- ・学校及び教育委員会への過剰な要求等の諸課題について、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことができるよう、教育行政に係る法務相談体制の構築を図る。

○関係省庁との連携

- ・教育政策の推進に当たり、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、医療・保健政策、労働政策、租税政策、金融政策など他分野の政策との連携を図り、国においては関係府省庁間、地方公共団体においては教育委員会と首長部局等との連携を推進する。

【指標】

- ・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加（再掲）
- ・職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加
- ・都道府県、指定都市における教育行政に係る法務相談体制の整備状況の改善

目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。また、私立学校の教育研究基盤の整備を推進する。さらに、子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。

【基本施策】

○学校施設の整備

- ・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進するとともに、非構造部材の耐震対策、避難所ともなる学校施設の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）や水害対策等を図る。国立大学等については、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、計画的な老朽化対策や大学等の機能強化、共創拠点化を支える基盤整備等を着実に実施する。私立学校については、耐震化の早期完了、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化及びバリアフリー化などの施設の高機能化等を推進する。

○学校における教材等の充実

- ・ 義務教育諸学校における教材整備計画等に基づく教材の整備を推進する。
- ・ 「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく、図書の整備、新聞の配備、学校司書の配置等のほか、公共図書館をはじめとした各機関や地域との連携等を通じ、学校図書館の整備充実を図る。

○私立学校の教育研究基盤の整備

- ・ 私立学校の果たしている役割に鑑み、教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。
- ・ 各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。
- ・ 各学校法人が、建学の精神を踏まえつつ、自律的なガバナンスの強化に取り組むとともに、自らの経営状況を分析し、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、自己の強みとなる部門の強化や不採算部門の見直し等を検討するなど、学校法人が自らの確かな経営判断を行うことができるよう、必要な情報提供・経営相談・経営指導を強化する。また、経営上の課題を抱える学校法人については、経営改善のための指導を行うとともに、経営改善が見込まれず、学生保護の観点から必要な場合には、他法人との合併や撤退等を含む早期の適切な経営判断が行われるよう指導を徹底する。あわせて、学校法人の財務情報等の積極的な公開を更に促す。

○文教施設の官民連携

- ・ 学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化や未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用について、課題や可能性を検証するなど、情報の収集や提供を行う。

○学校安全の推進

- ・ 児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、その安全の確保が保障されることが不可欠の前提であるため、第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえた、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育、学校における安全管理の取組を進める。
- ・ 災害が生じた際の学校安全の確保、学校施設の防災機能強化などの、教育環境の確保に取り組む。あわせて、防災教育の充実を図る。

【指標】

- ・老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上
- ・教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加（再掲）
- ・学校法人における外部資金獲得状況の改善
- ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少
- ・学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする

目標 16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

教育振興基本計画の策定・フォローアップにおいて、子供を含む各ステークホルダーからの意見聴取・対話を行い、計画への反映を行うなど、当事者の意見を取り入れた計画の策定・実施を推進する。

【基本施策】

○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

- ・国や地方公共団体における計画等の策定やフォローアップに際し、教育現場や関係地方公共団体（首長部局及び教育委員会）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、それぞれの計画が対象とするステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、その後の施策に反映していくことで、実効性のある PDCA サイクルを確立する。このことを通じて、計画策定・実施過程に各関係者の当事者としての参加を促進し、実効性ある計画の実施に向けた機運醸成を図る。

【指標】

- ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

滋賀県基本構想実施計画（第2期）

（2023年度～2026年度）

～みんなで描き、ともに創る「健康しが」～

〈目指す姿（総合目標）〉

- ・感じている幸せの割合
- ・滋賀に誇りを持っている人の割合
- ・滋賀に住み続けたいと思う人の割合 を今より上昇させる

大切にする視点

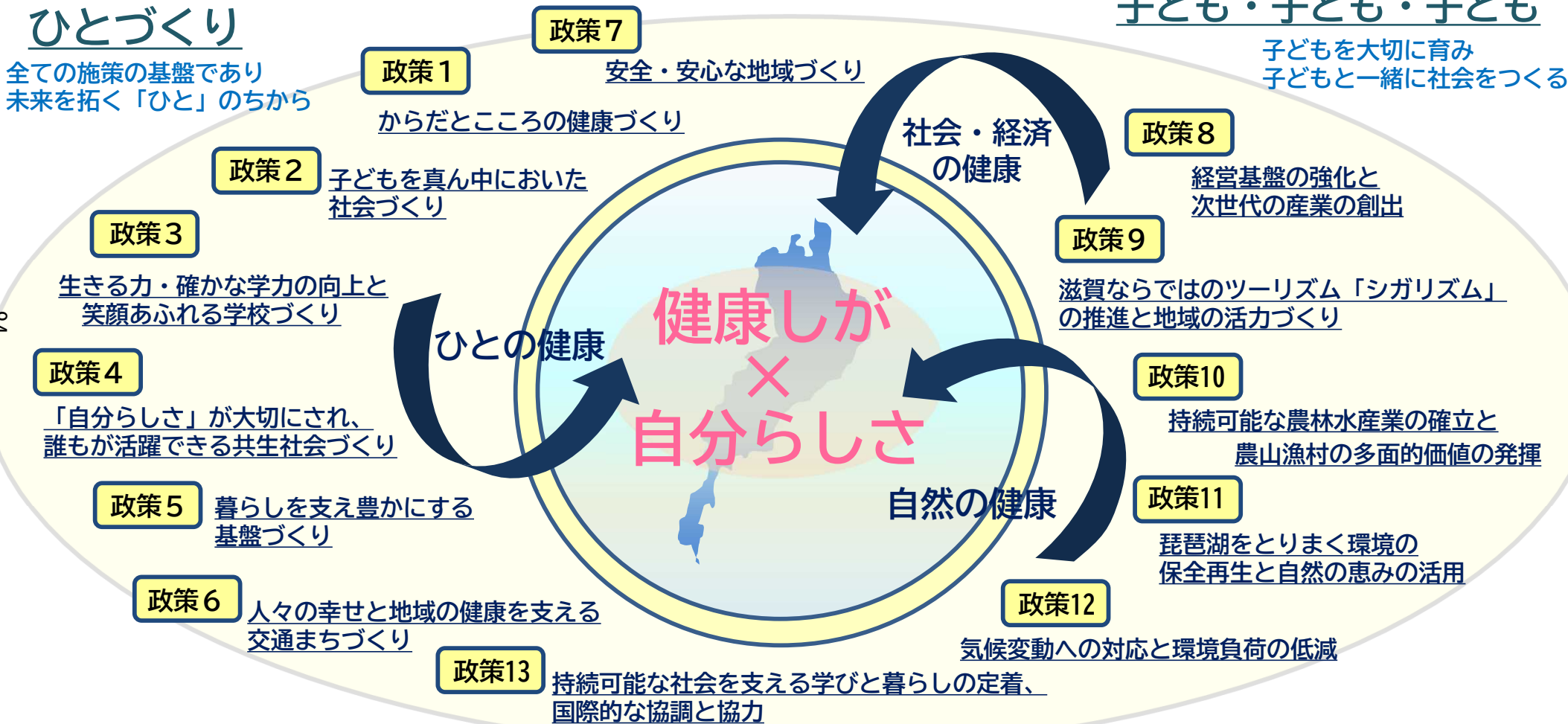
ひとづくり

全ての施策の基盤であり
未来を拓く「ひと」のちから

大切にする視点

子ども・子ども・子ども

子どもを大切に育み
子どもと一緒に社会をつくる



全庁を挙げて取り組む

CO₂ ネットゼロ社会づくり

「CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」に基づく
CO₂ ネットゼロ社会づくりへの挑戦

「健康しが」実現のための手段としてあらゆる施策で可能性を検討する **DX推進**

■参考 実施計画（第2期）体系

「滋賀県基本構想」の政策の方向性と13の政策の柱の対応関係

滋賀県基本構想では、P.37～P.41で2030年の目指す姿に向けた県の政策の方向性を定めているが、実施計画（第2期）における13の政策の柱との対応関係は以下のとおり。

■ 「滋賀県基本構想」の政策の方向性

■ 「実施計画（第2期）」13の政策の柱

人 自分らしい未来を描ける生き方

①生涯を通じた「からだところの健康」

生涯を通じた健康づくりと健康管理による予防

生まれてから人生の最終段階まで切れ目のない適切な医療福祉サービスの提供

誰もが居場所や生きがいを持ち、生涯を通じて自分らしく活躍できる社会づくり

社会全体で子どもを育む環境の整備

②柔軟で多様なライフコース

子どもがたくましくしなやかに生きる力を身に付けるための教育

生涯学び続け、様々な分野で活躍し続けることができる社会づくり

社会 未来を支える 多様な社会基盤

多様性を認め、互いに支え合う共生社会づくり

経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

働き方の多様化と働く場の魅力向上による多様な人材の確保と事業承継の支援

社会 未来を支える 多様な社会基盤

社会インフラの整備とコンパクトで移動・交流しやすいまちづくり

自分たちの身近な暮らしを支える、安全・安心な地域づくり

政策1 からだところの健康づくり

施策の展開

- 新興感染症にも対応できる強い健康危機管理体制づくりの推進
- 多様な主体による健康づくりの推進
- 病気の予防と健康管理の充実
- 「食べる健康」の推進
- 適切で質の高い、持続可能な医療・福祉を提供する体制の構築と人材の確保・育成・定着
- 高齢者の暮らしを支える体制づくり
- こころの悩みに寄り添う対策の充実
- 文化芸術を楽しむ機会と環境づくり
- 文化財の保存と活用
- 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」を契機としたスポーツを楽しむ（「する」「みる」「支える」）環境づくり
- 魅力ある公園づくり
- 人と動物の豊かな関わり

政策2 子どもを真ん中においた社会づくり

施策の展開

- 生まれる前からの切れ目のない子育て支援
- 「滋賀の宝」である子ども・若者を社会全体で応援
- 困難な状況にある子ども・若者を支える
- 子どもの目線で社会をつくる仕組みづくり

政策3 生きる力・確かな学力の向上と笑顔あふれる学校づくり

施策の展開

- 夢と生きる力を育む教育
- 学びの基盤を支える
- 笑顔あふれる学校づくりの推進

政策4 「自分らしさ」が大切にされ、誰もが活躍できる共生社会づくり

施策の展開

- 人権尊重の社会づくり
- 障害のある人や外国人をはじめ、誰もの「自分らしさ」が大切にされ、居場所があり、活躍できる共生社会の実現
- 女性活躍の推進
- 誰もが活躍できる多様で柔軟な働き方の推進
- 学び直しや再挑戦、異分野・異業種への参入がしやすい環境づくり
- 県立大学における学びの充実
- 新しい滋賀の高専づくり
- 暮らしを支えるセーフティネットの充実

政策5 暮らしを支え豊かにする基盤づくり

施策の展開

- 強靱な社会インフラの整備、維持管理
- グリーンインフラの推進
- 暮らしをより豊かにするためのDX推進と人材育成
- 生涯学習の振興、図書館機能・ネットワークの充実
- みんなで熟議の滋賀県政

政策6 人々の幸せと地域の健康を支える交通まちづくり

施策の展開

- 「拠点連携型都市構造」のまちづくりの推進
- 民公共創による地域交通ネットワークの維持強化
- 移動を支え合い交通をより良くするための税制の検討推進

政策7 安全・安心な地域づくり

施策の展開

- 災害にも強い地域づくり、防災人材の育成・確保
- 犯罪・交通事故の少ない安全・安心な地域づくり
- 空き家の発生予防・利活用と管理不全空き家の除却の促進
- 地域特性に合ったコミュニティづくりと地域づくり人材の育成・確保

■ 「滋賀県基本構想」の政策の方向性

■ 「実施計画（第2期）」13の政策の柱

<p>経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業</p> <p>グローバルな経営視点や先端技術等による競争力を有する強い県内産業の創出</p> <p>働き方の多様化と働く場の魅力向上による多様な人材の確保と事業承継の支援</p> <p>生産性の向上や高付加価値等による力強い農林水産業の確立</p>	<p>政策8 経営基盤の強化と次世代の産業の創出</p> <p>施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会・経済情勢の変化に対応した事業展開の支援と先端技術を活用したイノベーション創出 ●社会・経済情勢の変化や世界の潮流を踏まえた産業創造（誘致） ●中小企業の経営基盤の強化による持続的な発展への支援 ●地場産業の技術力・発信力の強化 ●起業・スタートアップ支援 ●産業のひとづくりの推進、新しい滋賀の高専づくり
<p>社会 未来を支える 多様な社会基盤</p> <p>農山漁村の持つ多面的価値の持続可能な継承</p>	<p>政策9 滋賀ならではのツーリズム「シガリズム」の推進と地域の活カづくり</p> <p>施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たな時代に対応する滋賀ならではのツーリズム「シガリズム」の推進 ●ビワイチの推進 ●移住促進、DXの推進などによる関係人口の創出 ●首都圏およびWEBメディアなどでの情報発信の充実
<p>環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み</p> <p>琵琶湖を取り巻く環境の保全再生と自然の恵みの活用</p> <p>気候変動への対応と環境負荷の低減</p> <p>持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力</p>	<p>政策10 持続可能な農林水産業の確立と農山漁村の多面的価値の発揮</p> <p>施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●需要の変化に応じた農林水産物の生産振興とブランド力向上 ●農林水産業におけるグリーン化・スマート化の推進 ●農林水産業の担い手の確保・育成 ●多様な主体の連携・協働による地域資源の保全・活用
	<p>政策11 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用</p> <p>施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●琵琶湖の保全再生と活用 ●生物多様性の保全 ●多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり
	<p>政策12 気候変動への対応と環境負荷の低減</p> <p>施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●気候変動への対応 ●3Rとリニューアブル（Renewable）の推進、環境汚染物質の排出抑制等 ●バイオマスの利用拡大による地域内資源循環の推進
	<p>政策13 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力</p> <p>施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境学習等の推進 ●調査研究・技術開発の推進、国際的な協調と協力

学校における働き方改革取組計画 概要

位置付け等

【目指す姿】

「子どもも教職員も笑顔あふれる学校」

【取組期間】

令和5年度～7年度

【策定の趣旨】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教職員の時間外在校等時間は高止まり。取組は道半ばである。現行計画は、今年度末が終期であるため、新たな計画を策定し、さらなる働き方改革に取り組むもの。

計画の構成

- 1 策定の趣旨
- 2 目指す姿
- 3 学校を取り巻く状況
- 4 基本的な考え方
- 5 前計画における目標の達成状況
 - (1) 前計画の目標
 - (2) 平成30年移行の県内教員の勤務状況について
 - (3) 年次有給休暇の取得状況
- 6 これまでの取組
 - (1) 県教育委員会の取組
 - (2) 市町教育委員会の取組
- 7 働き方改革に関する意識調査の状況
 - (1) 年代別・職種別の勤務の状況
 - (2) 職場の働きやすさ
 - (3) 仕事のやりがい
 - (4) 効果のあった取組
- 8 成果と課題
- 9 計画期間
- 10 目標
- 11 取組の柱と主な取組
 - 柱1 指導・運営体制の充実・学校業務のさらなる見直しと効率化
 - 柱2 部活動における教員の負担軽減
 - 柱3 多様な人材の活用
 - 柱4 家庭や地域の力を活かす取組
 - 柱5 笑顔あふれる働きやすい職場環境づくり
- 12 推進体制
- 13 取組の公表
〔取組計画一覧表〕

前計画における目標の達成状況

- ・月45時間以内（年間360時間以内）
- ・月80時間を超える教員を0
- ・年次有給休暇 年14日以上

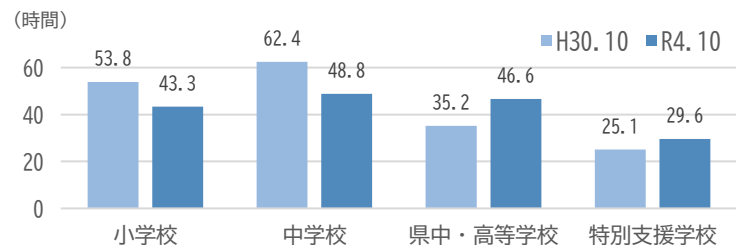
R4.4～12月実績

- 時間外在校等時間
 - ・月45時間超の教員割合 全校種 43.4%
 - ・月80時間超の教員割合 全校種 10.8%
- 年次有給休暇取得状況 全校種 12.2日

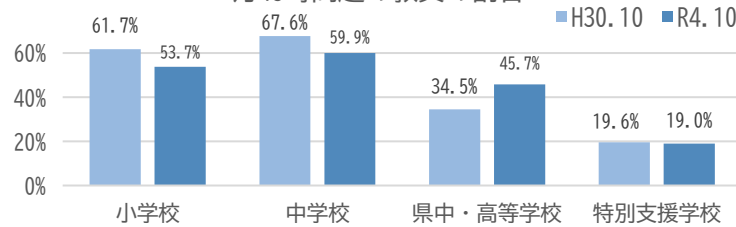
年次休暇の取得状況（単位：日）

	R2実績	R3実績	R4実績
小学校	7.6	12.0	13.2
中学校	8.3	11.0	10.8
高等学校	9.9	10.6	10.8
特別支援学校	11.4	13.6	14.0
全校種平均	8.9	11.5	12.2

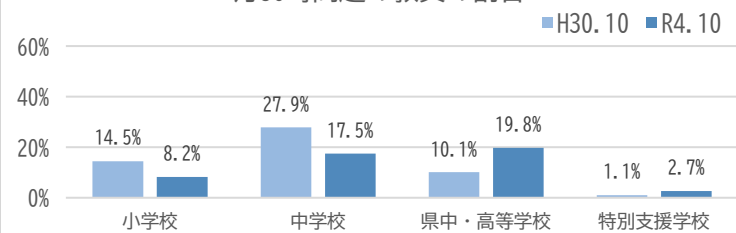
一人当たりの時間外在校等時間



月45時間超の教員の割合



月80時間超の教員の割合



目標

- 【目標1】 超過勤務 月80時間を超える教員を0人
- 【目標2】 超過勤務 月45時間以内（年間360時間以内）
- 【目標3】 年次有給休暇の取得を促進し休みやすい職場づくりを目指す（年次有給休暇取得 年14日以上）
- 【目標3】 「やりがいがある」、「職場は働きやすい」と回答する教職員の割合を増やす

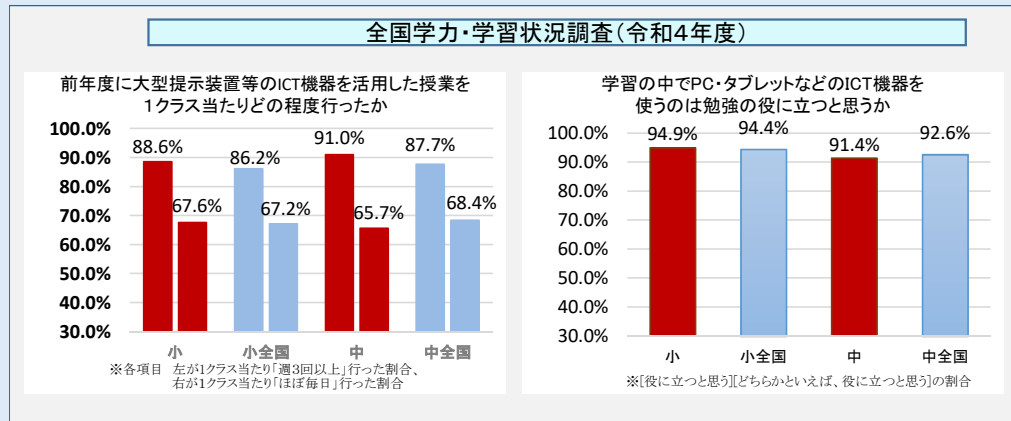
取組の5本の柱	番号	施策・事業
指導・運営体制の充実・学校業務のさらなる見直しと効率化	1	【新】 学校経営骨太モデル事業の推進（小・中・高等学校）
	2	【新】 授業準備や分掌業務等におけるICT化の促進【全校種】
	3	ICTを活用した校務の改善【県立学校】
	4	市町教育委員会等との連携による研修の精選【小・中学校】
	5	小学校専科指導に必要な教員の配置【小学校】
	6	【新】 教科担任制の効果的な運用事例の収集と情報発信
	7	調査文書や会議等に関する業務負担の軽減【全校種】
	8	HP等を活用した学校業務等の廃止・精選事例の発信と共有【全校種】
	9	研修や会議等におけるWebの活用【全校種】
	10	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進【小・中学校】
	部活動における教員の負担軽減	11
12		【新】 運動部活動の地域移行等に向けた実証事業の実施【中学校】
13		部活動指導員配置・配置支援【中学校・高校】
14		スクールカウンセラーの配置の推進【全校種】
15		スクールソーシャルワーカーの配置の推進【全校種】
多様な人材の活用	再掲	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進【小・中学校】
	16	教員業務支援員の配置【全校種】
	17	【新】 教員業務支援員の一層効果的な活用事例の収集と情報発信【全校種】
	18	弁護士による学校サポートの充実【県立学校】
家庭や地域の力を学校に生かす取組	再掲	部活動指導員配置・配置支援【中学校・高校】
	19	コミュニティ・スクールの推進【全校種】
	20	学校と地域を結ぶ中心的な役割を担う教職員の理解促進【全校種】
	21	学校の働き方改革の推進に向け、保護者や地域等の理解を促進【全校種】
笑顔あふれる働きやすい職場環境づくり	22	勤務時間管理の徹底【全校種】
	23	教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施【全校種】
	24	イクボス宣言【全校種】
	25	教職員の健康の保持増進【県立学校】
	26	学校閉庁日の実施【全校種】
	27	【新】 教員ファーストステップ支援事業を通じた人材確保
	28	教職員の働き方に対する意識改革（研修会等の実施）【全校種】

1 策定の趣旨

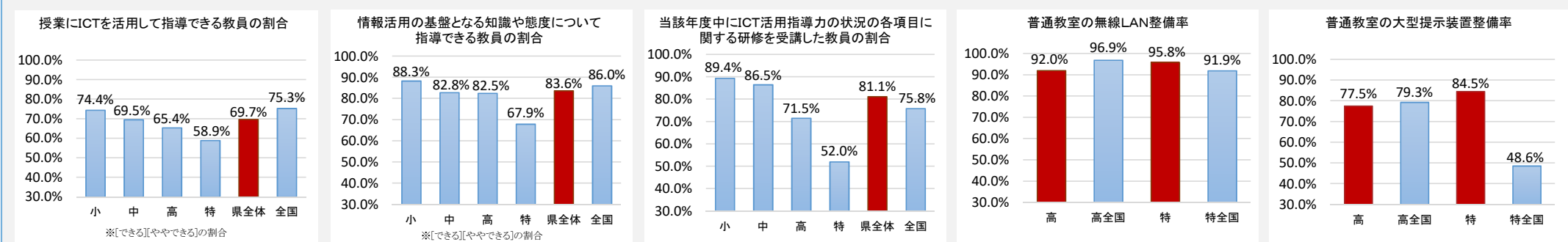
趣旨	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定する
位置づけ	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条に基づく推進計画、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条に基づく地方公共団体の計画
期間	3年 技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時見直し
計画の対象	本計画では、県が県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の学校設置者の責務として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・協力・支援に関すること、教職員の研修や資質向上に関すること、その他関係機関等との連携を推進する

2 学校教育情報化の現状と課題

児童生徒の 資質・能力	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化を含め急激に変化する社会の中、児童生徒の情報活用能力の育成が不可欠 授業におけるICTの活用を進めることが必要 誰もが自分らしく学ぶことができるようICTの特性・強みを最大限活用することが必要 情報モラルや情報リテラシーの習得が必要
教職員の指導力	<ul style="list-style-type: none"> 授業にICTの活用ができる教員の割合が全国の中でも低位 学校や個々の教職員の間のICT活用状況にばらつきがある 個別最適な学びや協働的学びにICTを積極的に活用することが必要
ICTの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 1人1台端末整備など学校のICT環境が急速進展 新たなネットワーク需要等を踏まえた適切なICT環境整備が必要 個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保
学校における働き方 改革と組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ICTを有効活用した校務効率化により教職員の多忙化の解消が必要 特定の情報担当教員等への業務負担の偏りが発生



学校における教育の情報化の実態等に関する調査(令和3年度確定値)



3 基本方針

目的	次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現
施策の柱 および 施策の目標	I.〔児童生徒〕 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める
	II.〔教職員〕 教職員のICT活用指導力の向上 教職員のICT活用指導力の向上や意識改革、技術的支援により指導体制の強化を図る
	III.〔環境〕 ICTを活用するための環境の整備 端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する
	IV.〔体制・校務〕 ICT推進体制の整備と人材の確保 ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する

4 目標

項目	現状	目標
前年度にICT機器を活用した授業を 1クラス当たりほぼ毎日行った割合 (全国学力・学習状況調査)	小 67.6% (R4)	小 100.0%
	中 65.7% (R4)	中 100.0%
	高 未調査	高 100.0%
	特 未調査	特 100.0%
授業にICTを活用して指導できる教員の割合 [[できる][ややできる] の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 74.4% (R3)	小 90.0%
	中 69.5% (R3)	中 90.0%
	高 65.4% (R3)	高 90.0%
	特 58.9% (R3)	特 80.0%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる 教員の割合 [[できる][ややできる]の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 88.3% (R3)	小 95.0%
	中 82.8% (R3)	中 95.0%
	高 82.5% (R3)	高 95.0%
	特 67.9% (R3)	特 90.0%

5 講ずべき施策

I. ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICTを主体的に活用できる態度の育成

- ・ICTの活用の日常化を図るための仕掛けと工夫
- ・各教科の特性に応じた、適切な場面でのICT活用
- ・デジタル教科書の活用
- ・プレゼンテーションする機会の確保
- ・データサイエンス能力の育成

②情報モラル教育の充実

- ・学校における児童生徒への講座の実施
- ・情報モラル教育の実施
- ・デジタルシティズンシップの観点をふまえた情報活用能力の育成
- ・著作権への理解の促進

③特別な配慮を要する児童生徒の利活用

- ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- ・長期入院等に関わるICT機器の活用
- ・遠隔教育に関する関係機関との連携

④プログラミング的思考の育成

- ・発達段階に応じた系統的なプログラミング学習
- ・高校生による小学生へのプログラミング教室

⑤健康面への配慮

- ・健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

II. 教職員のICT活用指導力の向上

①ICTを活用した指導方法等の普及

- ・ICT活用ガイドブックの作成
- ・動画サイトでの教科別活用事例の紹介など
- ・総合教育センターにおける研修の充実
- ・ICTコアティーチャーによる指導方法の普及
- ・実践事例の収集と優良事例の周知
- ・指導者用デジタル教科書の活用

②学校の教職員の資質の向上のための研修の実施

- ・総合教育センターにおける研修の充実
- ・ICTや情報・教育データの利活用(データサイエンス)の研修
- ・情報モラル研修の実施
- ・プログラミング研修の実施
- ・著作権への理解の促進

③調査研究等の推進

- ・デジタル教科書の活用の研究
- ・「個別最適な学び」「協働的な学び」に有効なアプリケーションソフトについての研究
- ・デジタル・シティズンシップの観点を踏まえた教育の研究

III. ICTを活用するための環境の整備

①県立学校におけるICTの活用のための環境整備

- ・教育ネットワークの安定的な運用管理
- ・学校ネットワーク環境の改善
- ・特別支援学校における入出力支援装置の配備
- ・BYODによる端末整備に伴う経済的に困窮する世帯等に対する支援

②学習の継続的な支援のための体制の整備

- ・1人1台端末の活用を支える授業用支援ソフトの運用・管理
- ・オンライン授業やICTを活用した海外との交流の促進
- ・特別支援学校と市町立学校の連携に伴うICT活用の推進

③個人情報の保護

- ・新たな学校教育セキュリティポリシーの策定
- ・情報セキュリティに関する技術的対策の充実
- ・サイバーセキュリティ教育の実施

IV. ICT推進体制の整備と人材の確保

①ICT推進体制の整備

- ・学校教育DXポータルサイトの構築
- ・大学、ICT関連企業等との連携
- ・市町教育委員会との協力・連携

②人材の確保

- ・「情報」免許を保有する教員の確保
- ・教員への情報支援サービスの活用

③ICTを活用した校務の改善

- ・統合型校務支援システムの運用
- ・採点支援システムの導入
- ・学校横断による教材の共有化

④県民の理解と関心の増進

- ・「教育しが」への掲載をはじめとする広報の充実
- ・学校、保護者、市町との連携によるインターネット利用に関する家庭教育学習講座の開催

滋賀の県立高等学校魅力化プラン

令和5年3月
滋賀県教育委員会

目次

- 滋賀の県立高等学校魅力化プランについて…………… P 1
- 滋賀の県立高等学校魅力化プラン概要…………… P 2
- 滋賀の県立高等学校魅力化プラン…………… P 12

滋賀の県立高等学校魅力化プランについて

趣旨

人口減少、少子高齢化やグローバル化、情報化、技術革新の進展等、急速に社会情勢が変化する中で、概ね10年から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高校の在り方の基本的な考えを示した基本方針を令和4年3月に策定した。

この基本方針に基づき、全県的視野から各県立高校の魅力化の方向性を示す「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」を作成し、各県立高校の魅力化の取組を推進する。また今後、このプランに基づき、必要に応じて「実施計画」を策定し、学科改編等に向けた具体的な検討を進める。

県立高校の在り方に関する基本方針における取組の方向性

- 確かな学力の育成
- 普通科の特色化（普通科系専門学科を含む）
- 生徒数減少への対応
- キャリア教育の充実
- 職業系専門学科・総合学科の特色化・高度化
- ICTの活用
- 多様な学習ニーズへの対応
- 定時制／通信制の役割への対応
- など

学校・ミッションの再定義

- ・高等学校の設置者が、各高等学校が育成しようとする人材などについて学校・ミッションとして再定義
※設置者（県）が、各高校等の主体性を重視しながら、連携しつつ再定義

学校・ポリシーの策定

- ・高等学校は、3つの方針（学校・ポリシー）を定め公表
 - 育成を目指す資質・能力に関する方針
 - 教育課程の編成および実施に関する方針
 - 入学者の受け入れに関する方針

魅力化プランの作成

（各県立高校の魅力化の方向性の検討）

学科、コース等の設置・改編などの検討

- ・普通科の特色化（普通科系専門学科を含む）
- ・職業系専門学科等の特色化・高度化
- ・定時制／通信制の役割への対応
- など

【各高校における魅力化の方向性の観点】

各高校ごとに、どこに重点を置くかを位置づけ

地域連携重点

多様な学び重点

産業教育重点

高大連携重点

生活・スポーツ・芸術系重点

反映

連動

修正

フィード
バック